

多文化共生拠点整備設計業務仕様書

I 業務概要

1 業務目的

本業務は、既存施設の青少年の家を、新たに多文化共生拠点として多くの市民が気軽に足を運び、外国人市民同士や外国人市民と日本人市民が交流し、つながることができるような施設へと整備するものである。また、併せて施設の長寿命化を目的とした保全改修設計を行うものである。

2 業務場所

多文化共生拠点（旧：青少年の家）

安城市新田町池田上1ほか

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

4 業務項目

- (1) 保全改修設計
- (2) 内部改修設計
- (3) 躯体改修設計
- (4) 周辺整備改修設計
- (5) 設備改修設計（(1)、(2)、(3)、(4)に関する改修設計を含む）
- (6) 各種調査及び試験業務
- (7) 積算及び設計書の作成
- (8) 工事計画及び工事工程表の作成
- (9) 法令等の関係規定の確認並びに必要となる場合における申請書の作成及び届出
- (10) その他業務

5 敷地及び施設概要

(1) 敷地概要

ア 敷地面積 84,000.00㎡

イ 用途地域：市街化区域 第一種中高層住居専用地域

建蔽率60% 容積率150%

ウ 防火指定：建築基準法第22条区域

エ 都市計画公園：安城市総合運動公園

(2) 施設概要

ア 整備施設

整備施設は、主に多文化共生、国際交流及び貸館に関する事業に使用される。

事業	主な内容
多文化共生に関する事業	日本語教室や生活相談、子育てサロンなど実施 多文化共生に関する活動を行う市民団体の支援や市民同士の交流促進の実施
国際交流に関する事業	姉妹都市交流の実施
貸館事業	多文化共生に関する活動を行う市民団体や一般団体への貸館

イ 既設施設

(ア) 本館

- a 構造 鉄筋コンクリート造
- b 規模 地上2階
- c 延べ面積 1,429.65㎡
- d 用途 研修所及び集会所
- e 竣工 昭和57年(1982年)
- f 公共下水 供用済み
- g 改修履歴 平成17年 人にやさしい街づくり事業改修
- h 外部仕様 屋根：アスファルト防水B-2工法
外壁：モルタル刷毛引きの上吹付タイル
コンクリート打ち放しの上吹付タイル

(イ) 体育館

- a 構造 鉄筋コンクリート造 屋根一部鉄骨造
- b 規模 地上2階
- c 延べ面積 557.497㎡
- d 用途 体育施設
- e 竣工 昭和48年(1973年)
- f 公共下水 供用済み
- g 外部仕様 屋根：折板、アスファルト露出防水(平場)
外壁：モルタル刷毛引きの上アクリルリシン

6 業務内容

(1) 保全改修設計

ア 屋根改修

- (ア) 屋根改修または防水改修
- (イ) 軒樋、ドレイン等の更新

イ 外壁改修

- (ア) 外壁、上裏等の劣化部補修の上、塗替え
- (イ) 各部シーリング打ち替え
- (ウ) 樋更新

ウ 外部建具改修

- (ア) 更新を基本とする（カバー工法）

エ 自動火災報知設備改修

- (ア) 受信機（P型1級 10回線式）の更新すること。
警戒区域を確認して適正機器を選定すること。
- (イ) 防災機能を維持できるよう必要に応じて移設を設計に見込むこと。

オ 非常放送設備改修

- (ア) 非常放送アンプ（120W10局 総合盤組込）を更新すること。
- (イ) アンプ容量を再計算し、適正容量を選定すること。
- (ウ) 防災機能を維持できるよう必要に応じて移設を設計に見込むこと。

カ 非常警報設備改修

- (ア) 発信機・表示灯・機器収容函の更新をすること。
- (イ) 発信機の包含範囲を確認し、必要があれば追加設置すること。

キ 屋内消火栓ポンプ設備改修

- (ア) 消火栓ポンプ（40φ×150L/min×39m×2.2kW）を更新すること。
- (イ) 設備効率化の再検討を行い、適正容量を選定すること。

ク ガス直焚き吸収式冷温水機設備改修

- (ア) 6（5）イ内における各方式について比較検討の上、更新するか撤去するか決定する。
- (イ) 更新する場合には以下のとおりとする。
 - a 冷温水機（冷房能力181,440kcal/h、暖房能力165,320kcal/h）を更新すること。
 - b 設備効率化の再検討を行い、適正容量を選定すること。

ケ 冷却塔設備改修

- (ア) 6（1）ク（ア）のとおり。
- (イ) 更新する場合には以下のとおりとする。
 - a 冷却塔（冷却水量1,011L/min、送風機1.1kW）を更新すること。

b 設備効率化の再検討を行い、適正容量を選定すること。

コ 冷却水ポンプ設備改修

(ア) 6 (1) ク (ア) のとおり。

(イ) 更新する場合には以下のとおりとする。

a 冷却水ポンプ (65φ×550L/min×20m×3.7kW) を更新すること。

b 設備効率化の再検討を行い、適正容量を選定すること。

サ 冷温水ポンプ設備改修

(ア) 6 (1) ク (ア) のとおり。

(イ) 更新する場合には以下のとおりとする。

a 冷温水ポンプ (80φ×650L/min×18m×3.7kW) を更新すること。

b 設備効率化の再検討を行い、適正容量を選定すること。

(2) 内部改修設計

ア 全室を対象に改修設計を行うこと。改修内容については、別紙「改修内容一覧表」において特記している各室、各設備を参照し、利用内容等を把握した上で設計を行うこと。

イ 現地調査の結果、不具合箇所があった場合は改修設計をすること。

ウ 新室名に対応するサインの更新及び案内図、各階避難表示平面図（消防設備も記入）の張替え、点字シールの張替えを計画すること。

エ 本施設について、内装イメージを複数案提示し（スケッチ程度）、比較検討を行った後、最終決定したものを成果品として納めること。

(3) 躯体改修設計

ア 本館は災害時の避難所であるため、現行耐震基準及び関係指針に基づき、構造検討を実施の上、躯体改修設計を行い設計に反映すること。なお、体育館については、 I_s 値 ≥ 0.75 のため、設計対象外とする。

現行：重要度係数Ⅲ類

ルート1計算 $Q_u=1.04$

目標基準：重要度係数Ⅱ類以上

イ 上記に伴い、建築非構造部材及び建築設備についても同様に設計に反映すること。

(4) 周辺整備改修設計

ア 駐輪場の設計

(ア) 既設駐輪場について、道路幅員への影響の有無を確認し、支障が認められた場合は、撤去とし、適切な位置へと新設を行うこと。

(イ) 上記に伴い既設設備機器（配管切り回し等）の影響がある場合には設計に

反映すること。

イ 外部倉庫の撤去

(ア) 外部倉庫の撤去を設計に反映すること。

(イ) 上記に伴い既設設備機器（配管切り回し等）の影響がある場合には設計に反映すること。

(5) 設備改修設計

ア 電気設備改修

(ア) 受変電設備改修

a 高圧ケーブルはEEタイプへ更新する。

b 既設受変電設備のPCB含有の可能性の有無を確認し、必要に応じて更新を見込むこと。

(イ) 非常電源設備

a 非常電源が必要な消防設備について確認し、本施設に適用する非常電源の種類を検討すること。

b 上記により決定した非常電源の設置設計を本業務に見込むこと。

(ウ) 照明設備

照度分布図を作成し、発注者の確認を受けたうえで設計に反映すること。

(エ) 構内情報通信網設備

a 1階事務室にLGWANを設置すること。

b 公共無線LAN（無料Wi-Fi）は建物内全体を利用範囲とすること。

(オ) 電話等通信設備

a 1階事務室に外線電話を2回線引き込むこと。

b 各部屋に内線電話機を設置すること。

(カ) テレビ共同受信設備

事務室、ロビーでテレビを視聴可能とすること。

(キ) 拡声設備

館内音響設備を本設計に見込むこと。

(ク) 監視カメラ設備

a 出入口、各階通路、体育館を基本として設置すること。

b 事務室のモニターでカメラ映像をリアルタイム確認可能のこと。

イ 機械設備改修

(ア) 空気調和設備

a 別紙「改修内容一覧表」の対象室に空調設備を設置すること。

b 設置に際し、空調負荷計算、設備容量、設備効率化（台数制御等）及び

空調方式の比較検討を行うこと。

(イ) 換気設備

- a 別紙「改修内容一覧表」の対象室に換気設備を設置すること。
- b 設置に際し、換気計算、風量、設備効率化（台数制御等）及び換気方式の比較検討を行うこと。

(ウ) 自動制御設備

各設備方式が決まり次第、検討すること。

(エ) 衛生器具設備

別紙「改修内容一覧表」の対象室に衛生器具を設置若しくは更新する。

(オ) 給水設備

- a 6（6）キの調査を踏まえ、給水方式について比較検討及び配管改修範囲を決定すること。

(カ) 排水設備

- a 6（5）イ（オ）のとおり。

(キ) 給湯設備

- a 別紙「改修内容一覧表」の対象室に給湯設備を設置すること。
- b 設置に際し、給湯計算、設備効率化（台数等）及び給湯方式の比較検討を行うこと。

(ク) 消火設備

- a 6（5）イ（オ）のとおり。

(ケ) ガス設備

- a 6（5）イ（オ）のとおり。
- b 6（5）イ（キ）が決まり次第、検討すること。
- c 6（5）イ（コ）が決まり次第、検討すること。

(コ) 厨房機器設備

- a 別紙「改修内容一覧表」の対象室に厨房機器を設置すること。
- b 設置に際し、調理方式の比較検討を行うこと。

(6) 各種調査及び試験業務

ア 各調査を行い、調査報告書を提出し、改修内容と施工範囲を検討したうえで、図面に反映させるものとする。また各種調査業務は、施設管理者と協議の上、調査日を決定すること。

イ 施設、敷地及びその周囲の調査等、計画に必要な調査は十分に行うこと。また調査に伴い仕上げ等を撤去した場合は現況復旧すること。

ウ 屋根劣化調査

屋根全面について実施するものとし、目視及び接触調査を原則として調査すること。

エ 外壁劣化調査

外壁全面について目視及び可能な範囲（足場を設けず調査が可能な範囲）で打音法を原則として調査すること。

オ 外部建具劣化調査

外部建具全数について実施するものとし、目視を原則とし調査すること。またその結果を基に、更新の有無について監督員と協議し設計に反映すること。

カ アスベスト含有分析調査

(ア) 以下に示す各材料のそれぞれについて1箇所ずつ実施し、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

(イ) アスベスト事前調査及び分析調査は、関係法令を遵守し、有資格者が作業にあたること。

(ウ) 改修範囲にある仕上材は、目視と年代により調査を行うこと。

(エ) 調査対象箇所

a 本館

内壁 下地モルタル、吹付タイル 100角タイル 新築時 1箇所ずつ

b 給排水管の保温材

本館及び体育館 1箇所ずつ

(オ) アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。なお、除去が必要となる場合は、その除去方法について監督員と協議すること。

(カ) 改修設計に関わる部分において、上記以外のアスベスト含有調査が必要と判断される場合は、本業務で試験を行うべきか監督員と協議すること。

キ 既設配管調査

(ア) 給水方式を決定する上で、水圧調査を行うこと。

(イ) 既設配管について超音波肉厚調査、X線調査、内視鏡調査の内1種以上を行い、劣化状況を報告すること。

(ウ) 対象箇所は、各配管1箇所程度を基本とする。

(エ) 調査結果に基づき、改修範囲を決定するものとする。

(7) 積算及び設計書の作成

ア 基本的な改修内容が決まった段階で概算工事費を算出すること。また、その際には整備施設を建替えた場合の概算工事費も算出すること。

- イ 設計図を作成し、監督員の精査及び確認を受けた後に積算業務を行うこと。
- ウ 内訳書は改修室ごとに区分する。区分方法は監督員の指示による。
- エ 専門業者から徴収する見積りは監督員の指示する方法等によること。また、業務完了後、工事発注が行われる時に見積りの有効期限を超える場合は、その処置を協議した上で、発注者は受注者へ、専門業者へのヒアリング及び再徴収を行うこと。

(8) 工事計画及び工事工程表の作成

- ア 工事期間中、施設は休館とする。
- イ 必要な工事作業及び駐車場エリアを確保すること。
- ウ 工事工程表を作成するにあたり、無理のない工程とすること。また施工会社に意見をヒアリングすること。
- エ 工事の使用材料について、各メーカーにヒアリングを行い状況の報告を行うこと。また、納期状況を工事スケジュールに反映すること。
- オ 上記ア～エにおける工事計画、工程表、施工条件等を設計図書に反映させること。

(9) 法令等の関係規定の確認及び必要となる場合における申請書の作成と届出

- ア 建築基準法、消防法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、人にやさしい街づくりの推進に関する条例他、法令及び基準等について関連する規定をまとめること。
- イ 上記アは別途「法規チェック図」としても図面作成すること。
- ウ 建物の現況用途を的確に把握した上、改修後の用途について法令上の位置付けを整理すること。なお、用途変更に該当する場合は、関係法令に基づき、必要な手続きについて、事前相談、必要書類及び申請書の作成、申請手続きを行うこと。なお、申請手数料は受注者の負担とする。

(10) その他業務

- ア 改修内容の検討については、現況調査に基づいて行うものとし、施設利用方法、改修コスト、工期、設備方式等を考慮し、監督員へ提示し、協議の上決定すること。
- イ 本業務では、改修設計を実施するにあたり、建物の環境性能の向上を図るため、断熱性能の改善、高効率機器への更新等について総合的に検討し、環境負荷低減に資する提案を行うこと。なお、改修設計において採用する内容については、エネルギー消費量の算定等の詳細な計算を行い、削減効果等を定量的に示すこと。また、導入費用、維持管理費を踏まえたライフサイクルコスト等の経済性の検討も行うこと。

- ウ 貸与図面及び資料の精査及び現地調査を徹底した上で設備を含めた現況図（いわゆる改修前図面）をすべて作成すること。
- エ 既存部のレイアウト変更に伴う関係法令に適合させるための改修（防火設備等）や既存不適格を解消させるための改修も本設計に含むため、関係機関と事前協議を十分に行い関係法令の整理を行うこと。
- オ 既存間仕切壁を撤去する場合は、構造計算等を行い安全確認すること。
- カ 設備改修に伴い、必要に応じて県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に準拠し設計すること。
- キ 既設配管配線等の調査を行い、必要があれば各設備の切り回しを計画し、設計に反映させること。
- ク 補助金交付申請に係る資料作成、事務に協力すること。

7 業務工程

下記期日までに緻密な協議を重ねたのち、各業務を完了させ、監督員にその内容を説明すること。なお、提出後、監督員から提示された事項を追加・修正し、完了までに成果品を作成すること。

(1) 6月中旬

比較検討により決定した各種改修仕様をもとに算出した概算金額内訳書

(2) 9月中旬

すべての業務に係る概算金額内訳書（より精度の高いもの）、工事工程表及びその積算に必要となる各工事設計図（監督員の確認を受けたもの）

(3) 11月初旬

設計基準による設計図（工事別）

(4) 12月中旬

積算資料一式（「Ⅱ 業務仕様 8 成果物及び提出部数等」表内◇印）

Ⅱ 業務仕様

本仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」に準ずる。

1 適用

仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。

2 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a 実施設計（設計意図の伝達に関する業務を除く）

- ◎ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ◎ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ◎ 外構実施設計に関する標準業務
- ◎ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ◎ 機械設備実施設計に関する標準業務
- ・ 解体工事实施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎ 積算業務（建築、設備）
 - 積算数量算出書の作成
 - 単価作成資料の作成
 - 見積の徴取（3社以上）
 - 見積検討資料の作成
- ◎ 計画通知及び建築確認申請に関する業務
 - ・ 建築基準法に基づく許認可申請書の作成及び手続業務
 - ・ 都市計画法に基づく許可申請書の作成及び手続業務
 - ・ 関係法令等に基づく各種申請書の作成及び手続業務
 - ・ 透視図の作成（A2判1枚、カラー、額入り）
- ◎ 供給処理施設（水道、電気、ガス等）管理者との協議及び手続業務
- ◎ 消防法協議
 - ・ 矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議及び手続業務
- ◎ 道路管理者、鉄道各社との協議
- ◎ その他関係官庁との協議

3 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 設計業務は提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等の最新版を適用する。

a. 共通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ◎ 官庁施設の防犯に関する基準
- ◎ 公共建築工事積算基準
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準
- ◎ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ◎ 設計基準
- ◎ 建築・設備CAD図面作成要領
 - ・ 測量業務特記仕様書
 - ・ 地質調査共通仕様書
- ◎ 安城市電子納品運用手順書

b. 建築

- ◎ 建築工事設計図書作成基準及び同資料
 - ・ 敷地調査共通仕様書
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書
 - ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ◎ 建築設計基準及び同資料
 - ・ 木造計画・設計基準及び同資料
- ◎ 建築構造設計基準及び同資料
- ◎ 建築工事標準詳細図
- ◎ 構内舗装・排水設計基準及び同資料

c. 建築積算

- ◎ 公共建築数量積算基準・同解説
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ◎ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- ◎ 公共建築工事積算基準等資料（建築工事編）

d. 設備

- ◎ 建築設備計画基準・同要領
 - ◎ 建築設備設計基準・同要領
 - ◎ 建築設備工事設計図書作成基準
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
 - ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
 - ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - ◎ 建築設備耐震設計・施工指針
 - ◎ 建築設備設計計算書作成の手引き
 - ◎ 給水装置工事設計施工基準（安城市水道事業）
- e. 設備積算
- ◎ 公共建築設備数量積算基準・同解説
 - ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - ◎ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ◎ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）

4 業務計画書

業務着手前に業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。業務計画書は、以下の項目は必ず含めること。

(1) 業務組織計画

総括技術者及び実務担当者を組織図として記載すること。再委託業者についても記載すること。

(2) 業務実施方法

業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的な方針及び方法を具体的に記載すること。調査事項、比較検討事項、関連協議事項は一覧表にして示すこと。

(3) 業務工程

調査、取りまとめ、作図、積算、報告その他の時期を具体的に記載すること。

(4) 打合せ計画

打合せ時期及び内容、決定事項、関連協議事項を記載すること。

(5) 各種調査計画書

5 管理技術者等の資格要件

ア 管理技術者の資格要件は次により、受注者と恒常的な雇用関係であること。

(恒常的とは3か月以上の雇用関係があることを指す。以下同じ。)

- ◎ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士又は二級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による建築設備士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による構造設計一級建築士

イ 設備担当技術者を配置し、その資格要件は次による。管理技術者と設備担当技術者は兼ねることができる。ただし、受注者と恒常的な雇用関係を問わない。

- ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士
- ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士又は二級建築士
- ◎ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による建築設備士又は設備設計一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による構造設計一級建築士

ウ 構造担当技術者を配置し、その資格要件は次による。管理技術者と構造担当技術者は兼ねることができる。ただし、構造担当技術者は雇用関係を問わない。

- ◎ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士又は二級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による建築設備士又は設備設計一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による構造設計一級建築士

6 資料の貸与等

貸与可能な資料は以下のとおりである。なお、受注者は借用の際に借用書を作成すること。

(1) 既存建物設計図

施設	図面	紙	CAD
本館	新築時図面	○	
本館	新築時確認申請	○	
本館	H17改修時図面	○	○
本館	設備図	○	○
体育館棟	新築時図面	○	
体育館棟	新築時確認申請	○	

(2) 外壁アスベスト調査結果報告書

(3) 外壁塗膜引張試験報告書

(4) 体育館 耐震診断報告書

7 月間打合せ及び週間打合せの実施

設計委託の内容、進捗予定及び進捗状況に関する月間打合せ及び週間打合せを実施すること。ただし、週間打合せは監督員と協議の上、メールによる報告に替えることができる。

8 成果物及び提出部数等

成果物は次に掲げるもののうち「◎」印を付したものを紙媒体及び電子媒体で提出すること。また、設計図等に係る工事の分類は、監督員と協議し決定すること。

(1) 実施設計

◎ 改修工事設計のため、改修前と改修後の図面を作成すること。

適用	成果物	部数	サイズ	仕様
建築（総合）				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	
◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	仕上表	1部	A3判	
◎	面積表及び求積図	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	現況図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	平面図（各階）	1部	A3判	
◎	断面図	1部	A3判	
◎	立面図（各面）	1部	A3判	
◎	矩計図	1部	A3判	
◎	展開図	1部	A3判	
◎	天井伏図（各階）	1部	A3判	
◎	平面詳細図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
・	建具金物仕様書	1部	A3判	
◎	建具表及び建具図	1部	A3判	
◎	家具図	1部	A3判	
◎	サイン計画図	1部	A3判	
・	昇降機仕様書	1部	A3判	
・	昇降機平面図	1部	A3判	

・	昇降機断面図	1部	A3判	
・	昇降機詳細図	1部	A3判	
◎	外構図	1部	A3判	
◎	外構詳細図	1部	A3判	
・	造成図	1部	A3判	
・	植栽計画図	1部	A3判	
・	雨水排水流出抑制図	1部	A3判	
◎	法令チェック図	1部	A3判	
・	日影図	1部	A3判	
・	解体図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
◎	外観着彩図	1部	A3判	
建築（構造）				
◎	構造基準仕様書	1部	A3判	
・	構造基準図	1部	A3判	
・	伏図（各階）	1部	A3判	
・	軸組図	1部	A3判	
・	部材断面リスト	1部	A3判	
・	部分詳細図	1部	A3判	
・	雑構造図	1部	A3判	
・	仕口納まり図	1部	A3判	
・	地質柱状図	1部	A3判	
◎	躯体改修図	1部	A3判	
電気設備				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	
◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	受変電設備図	1部	A3判	
◎	非常電源設備図	1部	A3判	
◎	各種単線結線図	1部	A3判	
◎	幹線系統図	1部	A3判	

◎	電灯、コンセント平面図（各階）	1部	A3判	
◎	動力設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	各種機器姿図	1部	A3判	
◎	各種弱電設備系統図	1部	A3判	
◎	各種弱電設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	その他設置設備設計図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
◎	屋外設備図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
機械設備				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	
◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	給排水衛生設備配管系統図	1部	A3判	
◎	給排水衛生設備配管平面図（各階）	1部	A3判	
◎	衛生器具表	1部	A3判	
◎	消火設備系統図	1部	A3判	
◎	消火設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	排水処理設備図	1部	A3判	
◎	空調設備系統図	1部	A3判	
◎	空調設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	換気設備系統図	1部	A3判	
◎	換気設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	各種機器表	1部	A3判	
◎	その他設置設備設計図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
◎	屋外設備図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
積算資料（建築・電気・機械）				
◎	工事費内訳書	1部	A4判	◇ Excel形式
◎	数量算出書	1部	A4判	◇

◎	数量調書	1部	A4判	◇
◎	見積書（3社以上）	1部	A4判	◇
◎	見積比較表	1部	A4判	◇
◎	単価根拠資料	1部	A4判	◇
その他資料				
◎	構造計算書	1部	A4判	
◎	設備計算書	1部	A4判	
◎	各種計算書	1部	A4判	
・	日影図	1部	A3判	
◎	建築確認申請書	2部	A3折	
◎	関係法令申請書	2部	A3折	
・	測量図	1部	A3判	
・	地質調査報告書	1部	A3折	
・	土質標本	1式	-	
◎	イメージパース	1部	A2判	内部：1枚程度 外部：1枚程度
・	模型	1基	1/50	
◎	各種調査報告書	1部	A4判	
◎	工事工程表	1部	A3判	
◎	各種選定比較表	1部	A4判	
◎	各種法令チェック確認書	1部	A4判	
◎	打合せ記録簿	1部	A4判	
◎	現況写真	1部	A4判	
◎	現況調査資料	1部	A4判	

9 留意事項

- (1) 工事区分、発注区分については、監督員と協議し、その指示によること。
- (2) 図面データの使用について、受注者は安城市が第三者に貸与することを承諾すること。
- (3) 成果物に関し、これを受注者の承諾に関わらず使用する権利は、安城市に設定する。
- (4) 成果物の引渡し後の工事発注時や工事施工時等において、当該設計に関する疑義が生じた場合、安城市と協議の上、安城市に説明するとともに必要に応じて設計図書等の修補を行うものとする。なお、これに係る費用は本業務委託料

に含むものとする。

(5) 安城市測量設計等契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

10 電子納品

(1) 電子納品の定義

電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は発注者が別に定める安城市電子納品運用手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(2) 情報共有システムの利用

受注者は、情報共有システムの利用を希望する場合は、監督員と事前協議し、決定するものとする。なお、協議の結果、情報共有システム利用の対象としたものは、愛知県の基準を準用するものとする。なお、その際のシステム利用料は、受注者の負担とする。

(3) 成果品の提出

電子納品の対象とする成果品は、報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R等）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。なお、情報共有システムを利用する場合、発注者は、愛知県におけるオンライン電子納品及び情報共有システムによる納品ができないため、情報共有システムを利用して交わした業務打合簿等の内容を完了時に電子成果品として電子媒体（CD-R等）で提出すること。

(4) その他

受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

改修内容一覧表

【内部改修設計一覧】

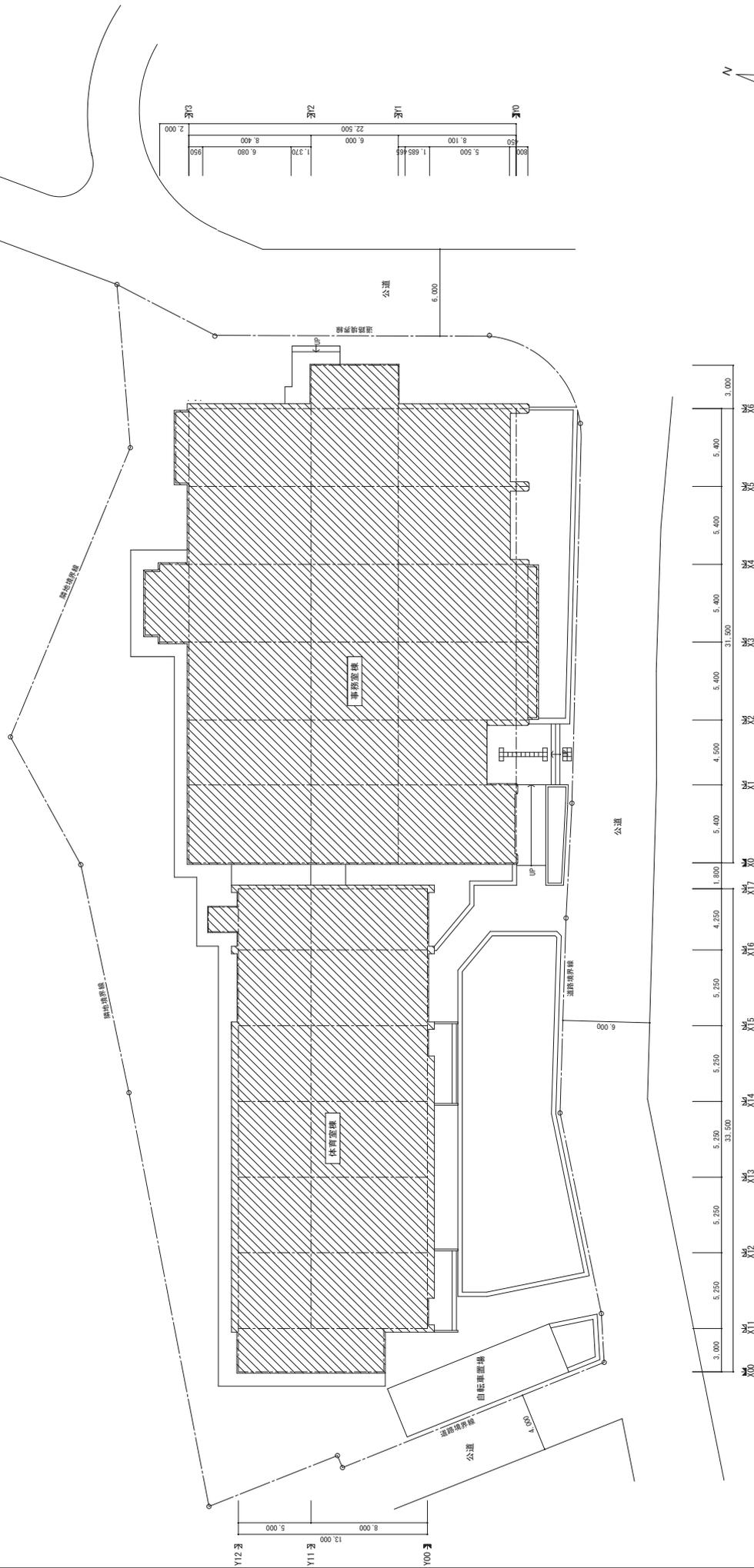
	対象室		改修内容	利用内容
	改修前	改修後		
共通	廊下（各階）	廊下（各階）	床壁等 内装改修	
〃	階段（各階）	階段（各階）	床壁等 内装改修	
〃	トイレ（各階）	トイレ（各階）	乾式化、衛生器具更新 2階トイレ多目的トイレ増設検討	
〃	湯沸室（各階）	湯沸室（各階）	衛生器具更新	
1階（本館）	第1会議室 視聴覚室	事務室兼 相談窓口	事務室仕様とする 利用者対応があるため、カウンターを設ける	・多文化共生、国際交流及び貸館に係る事務 ・外国人市民等からの相談窓口 ・市職員の事務室
		相談室	会議室仕様とする 個室で2室程度必要	・外国人市民等からの相談に対し、プライバシーなどの配慮が必要な場合に、個室で相談を行う
	第1研修室	団体室	会議室仕様とする 印刷機設置スペースを設ける	・多文化共生団体が打合せや活動に利用できる部屋
	ホール 図書コーナー	ホール兼 多文化共生サロン	玄関横にある下足箱は撤去する	・机、椅子等を設置した、待合、ロビーのような原則施設利用者が自由に使えるスペース
	事務室	子どもルーム	施設利用者が自由に使える部屋（未就学児の子どもや保護者向け） 授乳室を設ける	・赤ちゃんがハイハイできるようなスペースとして原則は施設利用者が自由に使えるスペース
1階（体育館）	管理人室	職員更衣室	職員の更衣室とする 男女必要	
	第2会議室	会議室1	会議室仕様とする	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	体育室	体育室	体育室の内装改修 窓ガラスへの防球対策を検討する	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋 ・個人でも使用可能
2階（本館）	第2研修室	会議室2	会議室仕様とする 談話室とのパーティションを間仕切壁に変更	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	料理実習室 談話室	料理実習室 談話室	調理室仕様とする	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	浴室	会議室3又は倉庫	会議室仕様とする	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	リーダー室（和室） 音楽室1		防音仕様の部屋	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	研修ホール リネン室 第1和室 第2和室	音楽室2	防音仕様の部屋 視聴覚室同等の広さを確保する	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	第3和室 第4和室	芸能室	鏡張りの部屋とし、ダンスなどができる多目的な部屋	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	文化室	創作室	工作や絵画などの活動ができる部屋とする	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋
	2階（体育館）	第5和室	和室	和室仕様とする
団体室		会議室5	会議室仕様とする	・多文化共生団体又は一般団体が利用できる部屋

改修内容一覧表

【設備改修設計一覧】

設備	種類	改修内容
電気設備改修	(本館・体育館)	
	受変電設備	幹線設備改修に伴う負荷増減対応、引込開閉器・ケーブル更新
	幹線（電灯・動力）設備	設備機器改修に伴う負荷増減対応
	非常電源設備	必用に応じて設置
	照明設備	建物内外の照明器具をすべてLEDに更新 レイアウト改修・照度不足に伴う新設及び配置換え
	コンセント設備	すべて更新、必要箇所に追加設置
	構内情報通信網設備	レイアウト改修に伴う新設及び配置換え 公共無線LAN（無料Wi-Fi）の設置
	電話等通信設備	交換器を含めすべての機器類の更新 レイアウト改修に伴う新設及び配置換え
	非常呼出設備	各トイレ個室ブース内に設置
	テレビ共同受信設備	レイアウト改修に伴う新設及び配置換え
	拡声設備	機器更新及びレイアウト改修に伴う新設及び配置換え
	監視カメラ設備	新規設置
	総合盤	改修に伴う廃止、新設
	防災設備	警報盤の新設、自動火災報知設備
機械設備	(本館)	
	空気調和設備	空調方式について比較検討の上、決定する
	換気設備	換気方式について比較検討の上、決定する
	自動制御設備	各方式が決まり次第、決定する
	衛生器具設備	衛生器具類の更新
	給水設備	給水方式について比較検討の上、決定する
		配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
	排水設備	配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
		配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
	給湯設備	給湯方式について比較検討の上、決定する
		配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
	消火設備	屋内消火栓ポンプの更新
		配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
	ガス設備	給湯方式について比較検討の上、決定する
		厨房機器が決まり次第、決定する
		配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
	厨房機器設備	厨房機器の更新
	(体育館)	
	空気調和設備	空調方式について比較検討の上、決定する
	換気設備	換気方式について比較検討の上、決定する
	自動制御設備	各方式が決まり次第、決定する
	衛生器具設備	衛生器具類の更新
	給水設備	給水方式について比較検討の上、決定する
		配管は現地調査の上、更新範囲を決定する
排水設備	配管は現地調査の上、更新範囲を決定する	
	配管は現地調査の上、更新範囲を決定する	
給湯設備	給湯方式について比較検討の上、決定する	
	配管は現地調査の上、更新範囲を決定する	
消火設備	配管は現地調査の上、更新範囲を決定する	

【参考図】配置図



配置図 S : 1 / 200



Note:


株式会社・玉井設計
 知事登録(シ)第2378号
 一般建築士事務所 大原泰雄 第52940号
 建築師備士 第0100-42641号

Code No. B160430 Date: H17.01
 GM PM 富板 宇佐美 宇佐美
 Drawing 宇佐美

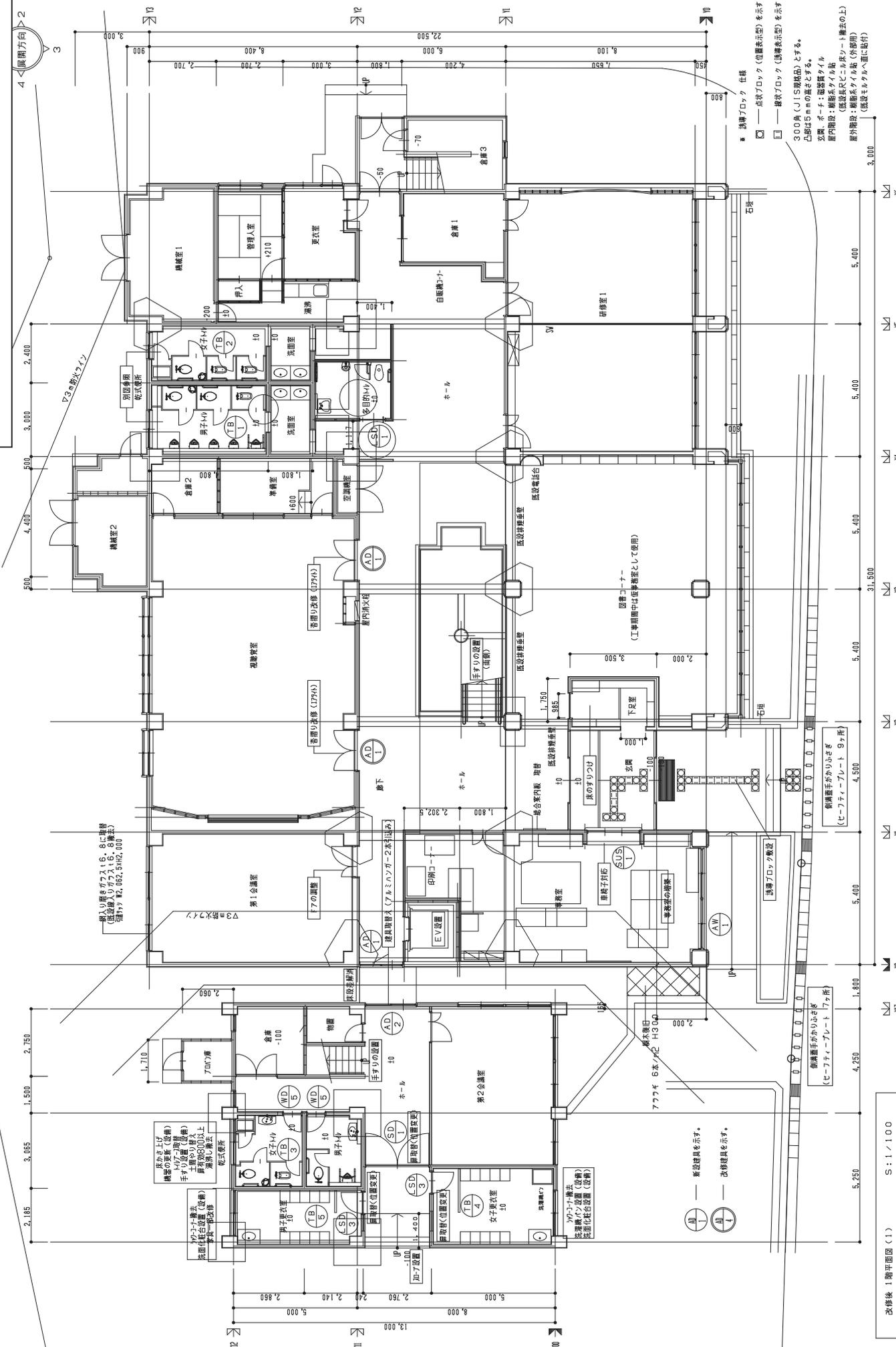
工事名 青少年の家人にやさしい街づくり事業改修主体工事
 図面名 配置図
 Scale: S : 1 / 200
 配置図...

Sheet No. A
 8

【参考図】仕上表2

期	室名	床	中木	H	下地	壁	天井	廻廊	天井高	取
2	改修前 和室 (1・2・3)	タタミ (一部撤去) (M)	木製 米箱	150	M	モルタル全面下地 和風砂状有機質吹付	PB19下地 B級クロス貼	W	2,400	(引戸A型レール)
改修後									2,400	引戸M型レール、端詰め改修(かさ上げ)
改修前	文化室	長尺ビニル床シート12.5 (一部撤去) (M)	ビニル巾木	60	M	モルタル全面下地 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付 (一部撤去)	PB19貼 岩崎吸音板 t12	V	2,600	床の牙を部分仕修
改修後									2,600	
改修前	談話室	長尺ビニル床シート12.5 (一部撤去) (M)	ビニル巾木	60	M	モルタル全面下地 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付 (一部撤去)	PB19貼 岩崎吸音板 t12	V	2,600	(手強い(一部撤去))、至各札(一部撤去)
改修後									2,600	ステンレス洗い台、至各札(取替付)
改修前	調理実習室	長尺ビニル床シート12.5 (一部撤去) (M)	ビニル巾木	60	M	モルタル全面下地 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付 (一部撤去)	アイカル敷 t6 目隠し貼 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	V	2,600	至各札(一部撤去)
改修後								(V)	2,600	高級ホワイトボード改修(巾の縮小)、至各札(取替付)
改修前	浴室	(撤去)100角タイル貼 (M)			M	陶器質100角タイル貼 一部 大型タイル200角貼	衝動ペリ貼長尺(スリッパ貼)	V	2,300	(水性塗料(設備工事))
改修後									2,700	床かさ上げ、水栓室飾(設備工事)、手摺、排水バット
改修前	更衣室	(合版)112下地 長尺ビニル床シート12.5 (M)	(ビニル巾木)	60	M	モルタル全面下地 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	アイカル敷 t6 目隠し貼 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	V	2,400	床かさ上げ
改修後									2,500	床かさ下げ
改修前	洗面室(浴室)	長尺ビニル床シート12.5 (M)	(ビニル巾木)	60	M	モルタル全面下地 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	アイカル敷 t6 目隠し貼 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	V	2,500	
改修後									2,500	
改修前	トイレ	モザイクタイル貼 (M)	ビニル巾木	60	M	陶器質100角タイル貼	アイカル敷 t6 目隠し貼 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	V	2,500	(トイレバス、衛生器具(便器等以外は設備工事))
改修後									2,450	床かさ上げ、トイレバス、手摺(設備工事)、ペーパーエアー(設備工事)、 外巻れ石、ピタサイン、フック(掃除機用)
改修前	洗面室(トイレ)	長尺ビニル床シート12.5 (M)	ビニル巾木	60	M	陶器質100角タイル貼	アイカル敷 t6 目隠し貼 アクリルエマルジョン系弾性塗料吹付	V	2,500	(洗面カウンター(設備工事)、洗面室(設備工事)、至各札)
改修後									2,500	浴室付洗面カウンター(設備工事)、洗面室(設備工事)、至各札
改修前	倉庫	ビニル床シート12.0 (M)	ビニル巾木	60	M	モルタル全面下地 EP モルタル全面下地 吹付タイル	(PB19目隠し貼 EP塗)	(V)	2,400	(物品置)
改修後									2,400	物品置、至各札
改修前	廊下	長尺ビニル床シート12.5 (一部撤去) (M)	ビニル巾木	60	M	モルタル全面下地 エポキシ系吹付タイル	PB19貼 岩崎吸音板 t12	V	2,400	
改修後									2,400	(PB19貼 岩崎吸音板 t12)
共通	階段	長尺ビニル床シート12.5 (M)							4,000	既設手すりステンレス製φ22
改修前	ホール、廊下	長尺ビニル床シート12.0 (一部撤去) (一部撤去) (M)	ビニル巾木 (一部撤去) (ビニル巾木)	60	M	モルタル全面下地 有機塗料吹付 (一部撤去) (モルタル全面下地 吹付タイル)	PB19貼 岩崎吸音板 t19 端詰め:PB19 EP塗 (PB19、5貼貼 岩崎吸音板 t19)		4,000	既設手すり手摺設置、吊钩アロック
改修後									2,700	(壁チラーブロッコ、端詰め洗色、吊戸欄、木製スクリン、至各札)
改修前	体育室(男女)	土間 (M)	木製 OP	60	W	磨盤:厚板 t15 目隠し貼 OP塗 壁:合版壁紙コンクリート打放し EP塗	RC壁:合版壁紙コンクリート打放し EP塗 装飾壁:OP塗		2,700	スロープ設置
改修後									1,250	
改修前	体育室	土間 全面 (M)	木製 OP	60	M	磨盤:モザイクタイル貼 H=1,450 壁:モルタル全面下地 EP塗 (磨盤:モザイクタイル貼 H=1,350 壁:モルタル全面下地 EP塗)	PB19.5 目隠し貼 EP塗		1,250	視界調整
改修後									2,600	(シャワーコーナー、至各札)
改修前	シャワーコーナー(男女共)	土間 全面 (M)	木製 OP	60	M	磨盤:モザイクタイル貼 H=1,450 (一部撤去) ワンダークンクリート全面下地 長尺ビニル床シート12.0 (ビニル床シート12.0)	7スベスソックス t16.0 VP塗 AEP塗替		2,500	(ステンレスバス t6φ32、トイレステンレスカーテンレール、高級ガラス t4.0)
改修後									2,500	床かさ上げ、洗面化粧台(男女共、設備工事)、洗濯パン(女子のみ、設備工事) 目隠しスクリン、至各札
改修前	更衣室(男女)	土間 (M)	木製 OP	60	M	磨盤:モザイクタイル貼 H=1,450 (一部撤去) 壁:モルタル全面下地 EP塗 (一部撤去) (壁:モルタル全面下地 EP塗)	7スベスソックス t16.0 VP塗 AEP塗替		2,500	(トイレバス、衛生器具(便器等以外は設備工事)、手洗器(設備工事)) (至各札)
改修後									2,500	トイレバス、衛生器具(便器等以外は設備工事)、手洗器(設備工事) トイレバス、衛生器具(設備工事)、至各札(設備工事)、 ペーパーエアー(設備工事)、手摺(設備工事)、外巻れ石、 ピタサイン、フック(掃除機用)
改修前	男子トイレ	土間 全面 (M)	木製 OP	60	M	磨盤:モザイクタイル貼 H=1,450 (一部撤去) 壁:モルタル全面下地 EP塗 (一部撤去) (壁:モルタル全面下地 EP塗)	7スベスソックス t16.0 VP塗 AEP塗替		2,500	(トイレバス、衛生器具(便器等以外は設備工事)、手洗器(設備工事)) トイレバス、衛生器具(設備工事)、至各札(設備工事)、 ペーパーエアー(設備工事)、手摺(設備工事)、外巻れ石、 ピタサイン、フック(掃除機用)
改修後									2,500	
改修前	女子トイレ	土間 全面 (M)	木製 OP	60	M	磨盤:モザイクタイル貼 H=1,450 (一部撤去) 壁:モルタル全面下地 EP塗 (一部撤去) (壁:モルタル全面下地 EP塗)	7スベスソックス t16.0 VP塗 AEP塗替		2,500	(トイレバス、衛生器具(便器等以外は設備工事)、手洗器(設備工事)) トイレバス、衛生器具(設備工事)、至各札(設備工事)、 ペーパーエアー(設備工事)、手摺(設備工事)、外巻れ石、 ピタサイン、フック(掃除機用)
改修後									2,500	

【参考図】本館1階平面図(1)



改修後 1階平面図(1) S:1/100

Note: 新設建具を示す。 改修建具を示す。

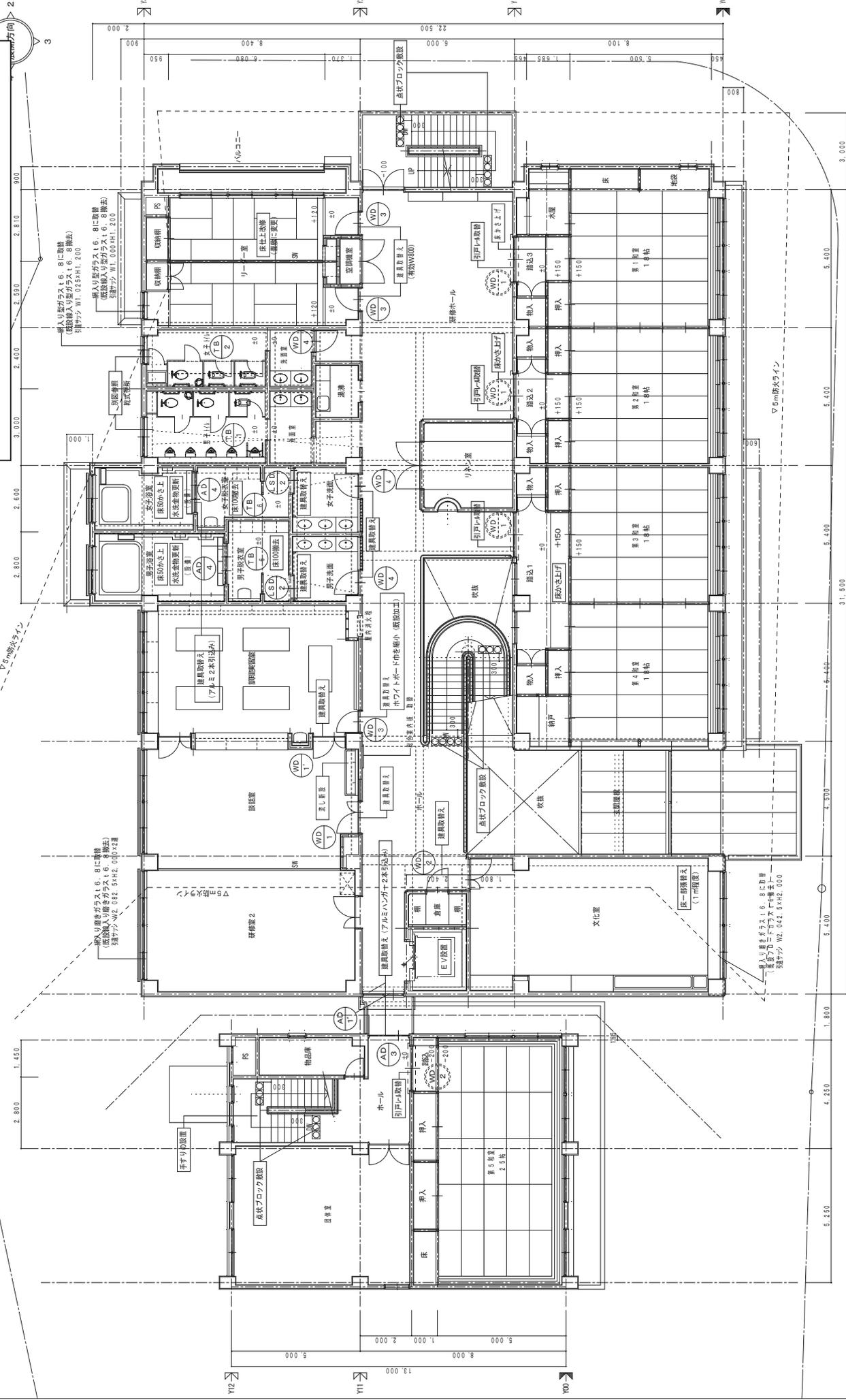
※ 消火用ロック (位置表示型) を示す
 □ — 点検用ロック (位置表示型) を示す
 □ — 検針用ロック (位置表示型) を示す
 300角 (JIS規格品) とする。
 凸部は5mmの高さとする。
 刃渡、角一子: 磁器タイル
 屋内階床: 磁器タイル
 (磁器タイルは其厚(1層法の上)
 (磁器タイル厚(1層法の上)
 屋外階床: 磁器タイル厚(1層法の上)
 (磁器タイル厚(1層法の上))

Code No.	B160430	Date:	H17.01
GM	高野	PM	宇佐美
工務名	青少年の家にやさしい街づくり事業改修主施工事	図面名	宇佐美
Scale:	S:1/100	改修後 1階平面図(1)	

株式会社 玉井設計
 建築士事務所
 大阪府大阪市東区
 大正通 第2940号
 電話 06-6641-4261
 玉井光洋
 建築士

Sheet No. A-18

【参考図】本館2階平面図

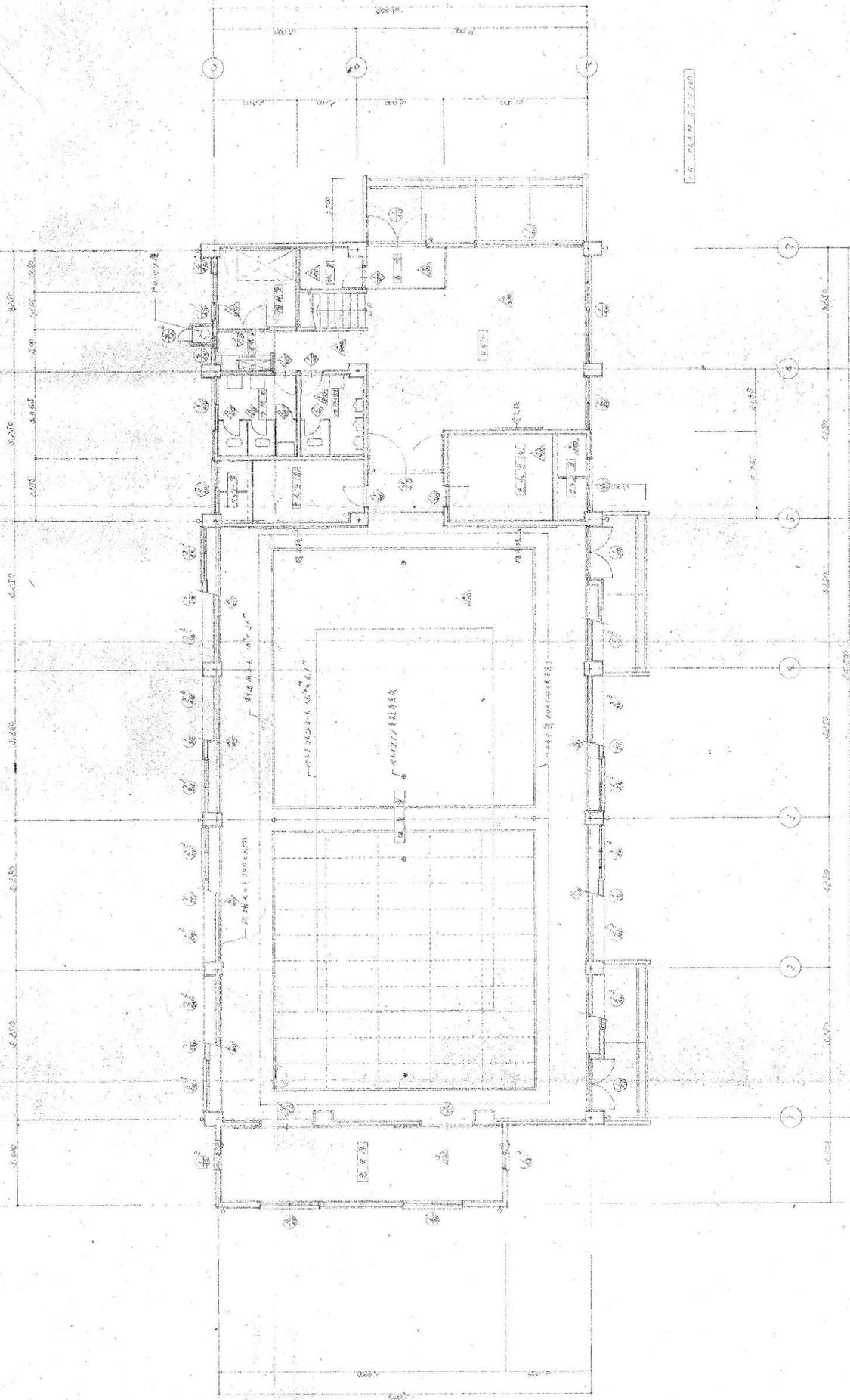


N X15 新設構造物示す。
— 改修後2階平面図
N X16
N X17
N X18
N X19
N X20
N X21
N X22
N X23
N X24
N X25
N X26
N X27
N X28
N X29
N X30
N X31
N X32
N X33
N X34
N X35
N X36
N X37
N X38
N X39
N X40
N X41
N X42
N X43
N X44
N X45
N X46
N X47
N X48
N X49
N X50
N X51
N X52
N X53
N X54
N X55
N X56
N X57
N X58
N X59
N X60
N X61
N X62
N X63
N X64
N X65
N X66
N X67
N X68
N X69
N X70

Code No.	B160430	Date:	H17・01	工事名	青少年の暮らしにやさしい街づくり事業改修主体工事	Sheet No.	A-20
GM	富坂	PM	宇佐美	図面名	改修後2階平面図	Scale:	S: 1/100
株式会社 玉井設計 知事参事(公)第2378号 一般建築士事務所 大正登録 第59940号 玉井光洋・ 建築士 第0100-42641号		改修後2階平面図 S: 1/100					

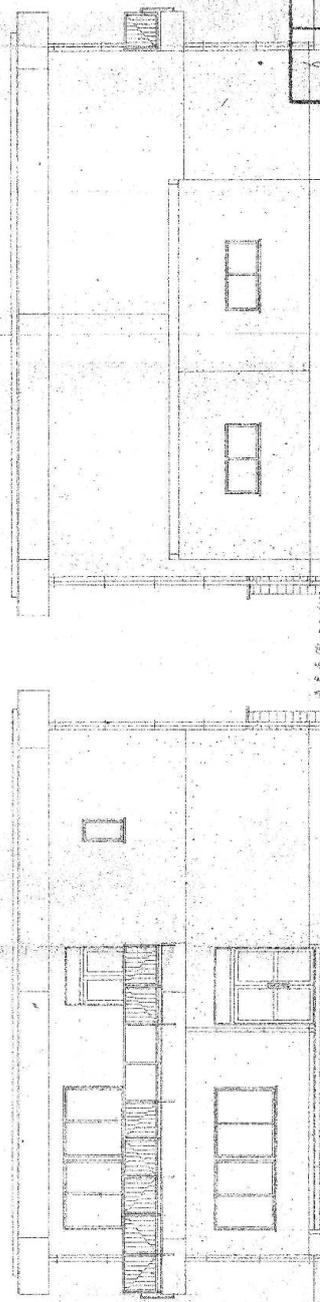
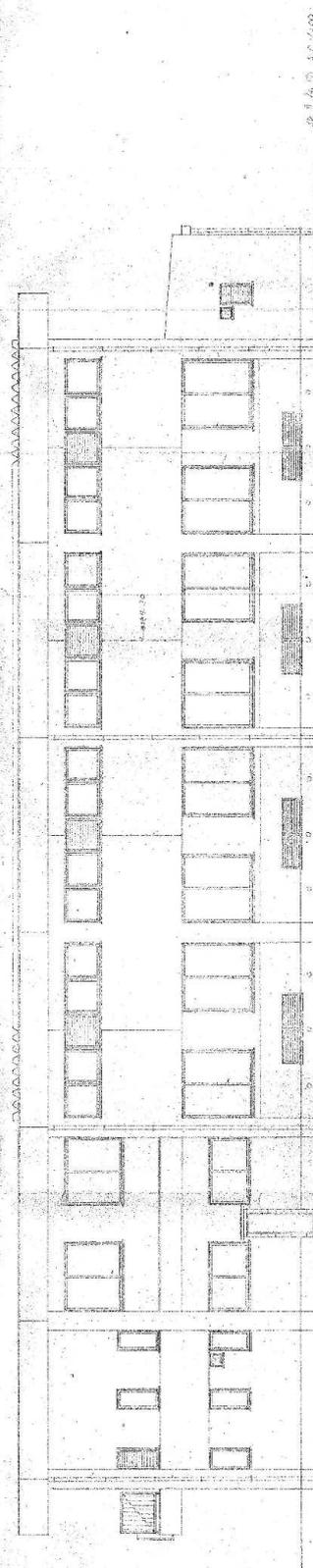
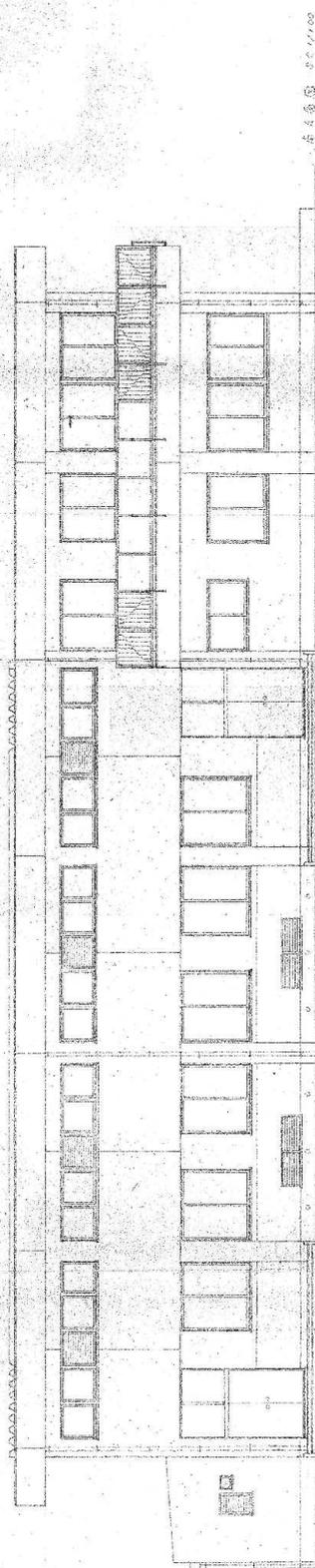
Note: (R) 1 改修後2階平面図 (R) 2 改修後2階平面図

【参考図】体育館1階平面図



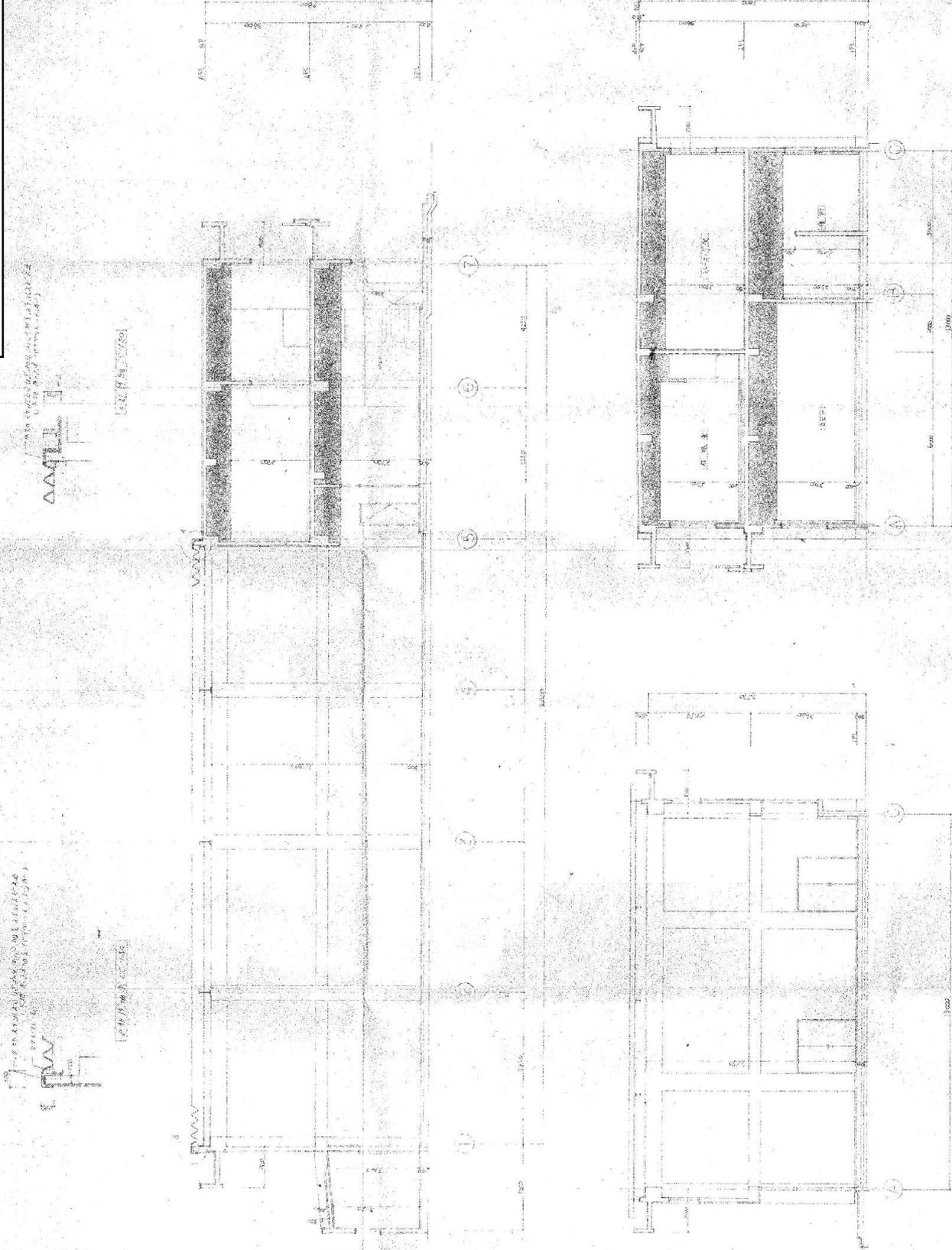
 株式会社 大崎設計	宮城県仙台市青葉区	設計図	1階平面図	cc 1/100
	第1工区	設計(0)第165号	昭和48年10月	日

【参考図】体育館立面図



設計図 及 立面図 1/50 1/100
株式会社 大崎設計
〒140-0001 東京都中央区新富町一丁目1番1号
電話 03-5561-1111
FAX 03-5561-1112

【参考図】体育館断面図



7
 株式会社 大崎設計
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 電話 (03) 5561-1004 傳真 (03) 5561-1005
 設計図 断面図 50/100
 印刷 2000年 10月 1日

設 計 基 準

安城市建設部施設保全課

令和7年2月1日

1 総 則

この設計基準は、設計業務におけるルールと設計図作成要領等を定める。次の事項は特に留意すること。

- (1) 設計は適切な構造、仕上げを選定し、予定工事費以内とする。
- (2) 意匠は、原則として華美を避ける。
- (3) 材料、仕上げ等の選定、耐久性を重視し、将来の保守点検等にも配慮する。
- (4) 建築と設備は、整合を保ち設計の完全を期する。
- (5) 仕様等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）及び、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）の各最新版によること。
- (6) 「安城市施設建物整備基準」を参考とする。
- (7) 設計は維持管理を含めたコスト縮減を図る。
- (8) 環境への配慮として次の環境配慮項目表に基づき、本業務に該当する事項に関し、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させる。

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機械及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 <p>(4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枿 <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 <p>(7) 景観形成の推進</p>

(5) 愛知県産木材利用の配慮 3 施設の省資源・省エネルギー化 (1) 省エネルギー機器の採用 (2) 自然エネルギー等の活用 (3) 雨水利用設備の導入	
--	--

2 設計図作成要領

- (1) 図面への表現は、簡明で重複を避け、各所ごとにしやすいこと。
- (2) 別途工事及び将来計画は、その旨を記入する。
- (3) 建築、設備の工事区分を明確にする。
- (4) 配筋図は、標準配筋図に準拠する。
- (5) 図面データは、建築・設備 CAD 図面作成要領によること。
- (6) 図示記号は建築工事標準詳細図、公共建築設備標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）を基本とする。
- (7) 図面目次
 - ア 工事名称と図面目次は、原則として1枚とする。
 - イ 工事名称は、原則として「・・・建設工事」、「・・・主体工事」、「・・・電気工事」、「・・・管工事」、「・・・空調工事」のいずれかを基本とする。

3 建築設計図

- (1) 意匠図
 - ア 配置図
 - (ア) 縮尺は1/200から1/600程度とする。
 - (イ) 敷地面積、建築面積及び延べ床面積、工事内容等の概要を記入する。
 - (ウ) 敷地の接する道路幅員、計画建物の外郭通り芯寸法、建物と敷地境界線からの寸法線等の記入をする。
 - (エ) 電柱の位置、高圧線の位置、その他既設建物及び障害物がある場合は記入する。
 - (オ) 延焼のおそれのある範囲を示す。
 - イ 建物面積算定図

算定の根拠を図示する。
 - ウ 仕上表
 - (ア) 外部と内部に分け、内部は各階・各室毎に記入する。
 - (イ) 取付機器、家具等を備考欄に記入し、別途工事は明記する。
 - エ 平面図
 - (ア) 縮尺は原則として1/100とする。ただし、監督員と協議のうえ変更することができる。

- (イ) 通り芯及び壁芯の位置を示す寸法を記入する。
- (ウ) 構造体は、種別毎に区分し、凡例を示す。
- (エ) 床高が異なる場合は、基準（ZN）からの高さを示す。
- (オ) 防火戸、防火シャッターを示す。
- (カ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

オ 立面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 外周全面を示す。
- (ウ) 凡例等を用いて、仕上げ材料の範囲を種別毎に示す。
- (エ) 高架水槽、クーリングタワー、無線鉄塔、アンテナ、看板、タラップ等を示す。
ただし、別途工事の場合は点線で示す。

カ 断面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 原則として2面以上とする。
- (ウ) 周辺道路及び隣地との高低関係を示し、道路斜線等高制限の範囲を示す。
- (エ) 階高、天井高、基礎深さ、建物の最高高等を示す。
- (オ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

キ 矩計図

- (ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。
- (イ) 窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁の納まり、屋上防水の納まり等代表的な部分を示す。
- (ウ) 必要に応じ部分詳細図を追記する。縮尺は1/10程度とする。

ク 詳細図

- (ア) 平面詳細図、展開図及び断面図は、1/50の縮尺を基本とする。
- (イ) 平面詳細図は、平面図と同一方向に配置し、展開図は、上を起点とし時計廻りの順序で作成する。
- (ウ) 階段、便所、台所、玄関、浴室等は、断面を示す。
- (エ) 平面詳細図には、フローダクト、ピット等の位置を示す。
- (オ) 展開図には、洗面器、壁付照明器具、消火栓、拡声器、各種盤類、吹出口、吸込口、コンベクター等を示す。

ケ 天井伏図

- (ア) 縮尺は平面図に準じる。
- (イ) 照明器具、スピーカー、天井点検口、吸出口等の位置を示す。

コ 建具表

- (ア) 縮尺は原則として1/50とする。
- (イ) 案内図を作成し、延焼のおそれのある範囲を示す。

(ウ) 建具表には姿図、内法寸法、使用箇所、数量、材種、見込み寸法、仕上げ、額、ガラリ、付属金物の種類、材種、寸法、ガラスの種類、厚さ等を示す。

(2) 日影図

新築、増築については日影図を作成する。基準で定められたもの以外は監督員と協議のうえ作成する。

(3) 法規チェック図

以下の項目について記載すること。

(ア) 延焼のおそれのある範囲

(イ) 防火区画

(ウ) 特定防火設備及び防火設備

(エ) 歩行距離及び重複区間の距離

(オ) 排煙区画

(カ) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に関する事項

(キ) その他必要な事項

(4) 構造

ア 基礎伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 符号を用いて示す。

(ウ) 通り芯（基準線）から基礎及び地中梁の芯までの寸法を示す。

(エ) 基礎底の深さを示す。

(オ) 配管用等の地中梁貫通部分で補強を要する部分を示す。

(カ) 杭基礎は、位置を示し、杭の仕様、長さ及び本数を一覧表にする。

(キ) 杭基礎は、「あらかじめの設計」を行い、施工誤差を担保する。

イ 各階伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 柱記号、梁記号及び床版記号を用いて示す。

(ウ) 壁部分は、腰壁と下り壁を区分して示す。（見上図を基本とする。）

(エ) 床面のレベル差を示す。

(オ) 配管用等の梁貫通部及び開口部を示す。

(カ) 通り芯（基準線）から梁芯までの平面寸法を示す。

(キ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

ウ 柱及び梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30及び1/50とする。

(イ) 両端部と中央部の断面図を示す。（同一配筋の場合は省略可）

(ウ) 通り芯から断面芯までの寸法を示す。

エ 基礎及び地中梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 砕石、捨てコンクリート等の地業関係を示す。

(ウ) 杭位置、間隔を示す。

(エ) 設計GLからの高さを示す。

オ 床版断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 長辺及び短辺方向を各々示し表示し、特殊な場合は、平面配筋図を追記する。

カ 壁配筋図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 壁厚ごとに配筋を示す。

(ウ) 耐震壁は、軸組図へ開口部、消火栓ボックス及び分電盤等の開口を示し、各部補強筋を追記する。

キ 架構配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 主要ラーメン3箇所程度を示す。

ク 雑配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 煙突、その他特殊な詳細部分の配筋詳細を示す。

ケ 鉄骨架構図

(ア) 縮尺は原則として1/100とする。

(イ) 全架構を示す。

(ウ) 開口部廻り、壁ブレース、胴縁、基礎廻り等を示す。

コ 鉄骨詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。

(イ) 柱梁の接合部継手、母屋、胴縁、ブレース、その他特殊な詳細部分を記入する。

(ウ) 高力ボルト径、溶接の脚長、ガセットプレートの厚さ等は、不備、不足に留意して示す。

(5) 構造設計

「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」によることを基本とする。

4 設備設計図

(1) 電気設備設計

ア 屋外配線図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 責任分界点及び電力供給会社の供給柱を示す。

(ウ) 埋設管断面図

イ 送電関係一覧表

ウ 電灯・動力の系統図及び幹線図

(ア) 縮尺は原則とし、平面図は1/100又は1/200とし、立面図は1/10から1/50とする。

(イ) 系統図

(ウ) 平面図、立面図により、盤類に指定番号・負荷計算容量を示す。

エ 盤関係図

(ア) 内部結線を明示し、分岐回路容量、分岐回路番号を示す。

オ 電灯設備

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 照明とコンセントは、原則として別図とする。

(ウ) 電線管、電線の太さ、収納数を示し、特殊ボックスはその種類及び寸法を記入する。

(エ) 最上階スラブ、地階外壁、外壁梁材軸方向には、原則、埋め込み配管を行わない。

(オ) 梁及び柱には原則としてボックスは設けない。また、分電盤廻り等の配管集中箇所は構造担当と協議する。

(カ) 室名別照明器具一覧表

カ 動力設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 小規模のものは、電灯配線図に併記する。

キ 弱電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 表示方法は、電灯、コンセント配線図に準じるものとし、機器、端子盤等には、種類、指定番号及び対数を示す。

(ウ) 機械室の配線図は、機器の使用及び接続を記入する。

ク 自動火災報知設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 系統図

(ウ) 感知区域分割線を記入する。

ケ 機器、盤類及び照明器具姿図

(ア) 原則として、規格品を採用し、各機器の記号及び通し番号を付し内容、種類及び寸法を示す。

コ 受変電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法を記入し、母線の結線状態を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎詳細図

サ 発電設備図及び機器配置図

- (ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。
- (イ) 寸法、形状及び各仕様を示す。(平面図、立面図)
- (ウ) 基礎図(主体基礎の場合はそのとりあい)

シ 接地系統図

その種別ごとに示す。

ス 避雷針設備図

- (ア) 種類、設置場所、支持状態及び地上からの尖頭高を示す。
- (イ) 接地極埋設図

セ その他必要に応じて作成する書類

- (ア) 遮断器の遮断容量計算書
- (イ) 負荷一覧表
- (ウ) 使用機器一覧表
- (エ) 照度計算書

(2) 管及び空調設備設計

ア 屋外配管図

- (ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。
- (イ) 敷地内外の配管系統ごとに材種、管径及び流水方向を示し、埋設管は、必要に応じて、深さ、敷地境界線及び建築物からの水平距離を示す。
- (ウ) 既設本管と接続する場合には、その工事区分を明確にする。
- (エ) 管断面図
- (オ) 敷地に高低差があるときは、コンターラインを示し、排水管路縦断面図を作成する。

イ 系統図

- (ア) 断面図に示し、階高を示す。
- (イ) 建物の地盤レベルが相違する場合は、基準面よりの高低差を示す。

ウ 屋内配管図

- (ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。
- (イ) 機械室、便所等配管の複雑な箇所は、1/20から1/50の配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。ただし、必要な箇所は複線とする。

エ 風道配管図

- (ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とし複線とする。
- (イ) 風道の太さ、吸込口の種類、寸法、風量及び風向を示す。
- (ウ) 機械室は1/20から1/50の風道配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。

オ 詳細図(機械、浄化槽、消火栓、水槽、桧、架台、基礎等)

- (ア) 縮尺は1/10から1/50とする。(原則)ただし、桧については1/10又

は、1/20とする。(原則)

(イ) 仕様及び一覧表を作成する。

(ウ) 各槽への取入、取出し部分の配管詳細(平面及び断面)を示す。

カ 使用機器、衛生器具一覧表

設置場所、数量、仕様、付属品明細を示す。

キ その他必要に応じて作成する書類

(ア) 給排水量(雨水及び湧水を含む)計算書

(イ) 給湯量、ガス量、冷暖房負荷、風量及び機器選定計算書

(ウ) 主管及び枝管の管径計算書

(エ) 浄化槽負荷計算書

(オ) 消火機器選定計算書

(カ) 排煙機器選定計算書

(3) その他

電気設備設計、管及び空調設備設計において、各平面図に天井高を表記すること。

5 エレベーター、エスカレーター及びリフト関係詳細図

(1) 性能を示すことを基本とし、特定の製造所(メーカー)に限定される表現をさける。

(2) オプションとなる仕様箇所は、内容を示す。

(3) 構造体Ⅱ類以上の場合はS14の耐震安全性を基本とする。

(4) 乗用エレベーターの出入口幅はW900以上とする。

(5) 主体工事として発注するため、それに合わせた表記とすること。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この基準は、令和7年2月1日から施行する。

建築・設備 CAD 図面作成要領

(目的)

第1条 この要領は、建築及び建築設備の図面作成について、最低限必要であるルールについて定め、CADデータの交換及び共有並びに有効活用を促し、業務の効率化に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、安城市が発注する設計業務で作成する図面及び工事の完成図に適用する。

(一般事項)

第3条 図面ファイル(CADデータ)の電子成果品はDWG形式とする。

2 電子成果品は、以下のことをAutoCAD又はIJCAD(AutoCAD互換ソフト)を用いて確認した上で提出すること。

- 一 使用CADソフトの最新バージョンで編集できること。
- 二 図面を構成する線及び文字等の各要素が、本要領の規定によって定めた書式の属性(レイヤ名、線種、線幅、色等)で表示されること。
- 三 電子成果品をPDF出力後に紙印刷したものが、成果品の設計図(紙印刷物)と同一となること。

3 設計図(紙印刷物)の基となっているPDFデータ(印刷時A3判)を成果品として提出すること。

(図面のサイズ)

第4条 レイアウトサイズ(用紙サイズ)は、A1判を標準とする。

(ファイル名等)

第5条 図面ファイルの名称は日本語とし、ファイルの命名は、図面番号及び図面名称とする。

2 図面ファイルの作成は、図面ごとにファイルを分けて作成する。なお、ひとつのモデル空間に2つ以上のペーパー空間を作らないこととする。

(図面の書式等)

第6条 図面の書式及び設定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 印刷スタイルテーブルは、monochrome.ctbを使用すること。
- (2) 印刷尺度は、1:1とする。
- (3) 画層レイヤ名は日本語とし、レイヤの分類については、事前に業務計画書によ

り、監督員の承諾を得ること。

(4) 線及び文字の色の指定はしないが、By Layerで各々指定すること。また、基本の背景色を黒色とし、背景が黒色でも明瞭に識別できる色を設定すること。

(5) 線種設定について、事前に業務計画書により線種一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(6) 文字の書体は、MSゴシックを基本とする。特別の理由により他の書体を利用する場合は、監督員と協議の上決定すること。また、印刷時に容易に文字が判別できるように、最小の文字高さは印刷時に3ミリメートルとすることを原則とする。

なお、事前に業務計画書により文字スタイルの一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(7) 線の太さはBy Layerとすること。また、線の太さ毎に線の色を使い分けること。

(8) 寸法線について、事前に業務計画書により寸法スタイル一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(その他)

第7条 この要領の規定によりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得て業務を行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。